

# “ごうりてき 合理的な配慮” はいいよ とは

## なん 何だろう？

～ 誰一人取り残さない社会へ向けて ～

れいわ ねん がつ にち どよう  
令和4年12月3日（土曜）

こがねいしちいきじりつしえんきょうぎかい  
小金井市地域自立支援協議会

さんこうしりょう  
参考資料

とうきょうとふくしほけんきょく しょうがいしゃさべつかいしょうほう  
東京都福祉保健局 障害者差別解消法Q&A

がいむしょうこくさいきょうりょくきょくじぞくかのう かいほつもくひょう にほん とくみ  
外務省国際協力局 持続可能な開発目標と日本の取組

がいむしょう にほん きょうかい わたし じぞくかのう せかい  
外務省・日本2027協会 私たちがつくる持続可能な世界

がいむしょう しょうがいしゃけんりじょうやく  
外務省 障害者権利条約パンフレット



「すけだちくん」



障害者差別解消法

障害者権利  
条約?

ごうりてき はいいよ  
合理的な配慮って、  
どんなことなのかなあ～

障害者雇用  
促進法

障害者総合支援法



しょうがいしゃさべつかいしょうほう へいせい ねん がつ にち しこう  
障害者差別解消法は平成28年4月1日から施行され  
ました。

しょうがい ひと ひと おたがい  
障害のある人もない人も、お互いにそのひとらしさ  
みと あ こうりゅう ささ い  
を認め合い、交流し、支えあいながら、ともに生き  
しゃかい だれ あんしん く しゃかい めざ ほうりつ  
る社会、誰もが安心して暮らせる社会を目指す法律  
です。



「すけだちくん」

こがねいし へいせい ねん がつ にち しょうがい  
小金井市では、平成30年10月1日から「障害のある

ひと ひと とも まな とも い しゃかい めざ  
人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す

こがねいしじょうれい しこう  
小金井市条例」が施行されています。

しょうがいしゃ さべつ かいしょうほう しゅし しょうがいしゃ  
障害者差別解消法の趣旨にのっとって、障害者に

たい りかい ふか しょうがいしゃ たい さべつ  
対する理解を深め、障害者に対する差別をなくすた

とりくみ さだ じょうれい  
めの取組について定めた条例です。



「すけだちくん」



しょうがい ひと ひと だれ あんしん くらせる  
障害のある人もない人も、誰もが安心して暮らせる

しゃかい だいさんせい  
社会は大賛成！

わたしたち なに  
でも私たちは何をすればいいの？

こころがけてほしい  
いちばんに心掛けて欲しいのは

ほうりつ じょうれい もくてき ないよう りかい  
①法律や条令の目的と内容を理解し、

たちば じはつてき とりくむ  
②それぞれの立場で自発的に取り組む

りかい きょうりょく もと しょうがい りゆう さべつ  
③そうした理解と協力の下、障害を理由とする差別

かいしょう すいしん げんどうりょく  
の解消を推進していく原動力になってほしいという  
ことなんだ。



「すけだちくん」



ごめんなさい。  
いまさらなんですが  
障害のある人って  
どんな人たちなんですか？



① **身体障害のあるひと**

② **知的障害のあるひと**

③ **精神障害のあるひと (発達障害のあるひとも含む)**

④ **難病などにより心や身体のはたらきに障害のあるひと**

また、**障害や社会的障壁**によって**日常生活や社会生**

**活に相当な制限**を受けている**すべてのひとたちのこと**

です。(障害児も含まれます。)

小金井市の条例では「**高次脳機能障害**  
のひと」についても明記しています。



「すけだちくん」





ごめんなさい。

しゃかいてきしょうへき

社会的障壁ってなんですか？



しゃかい じぶつ せいど かんこう かんねん い  
社会における事物、制度、慣行、観念などのことを言います。

れい  
例として

つうこう りよう しせつ せつび  
○通行や利用がしにくい施設、設備など

りよう せいど  
○利用しにくい制度

しょうがい ひと ぞんざい いしき かんしゅう ぶんか  
○障害のある人の存在を意識していない慣習や文化など

しょうがい ひと へんけん  
○障害のある人への偏見

にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ そうとう せいげん う  
これらのことによって日常生活や社会生活に相当な制限を受けて

げんじょう  
いるのが現状だよ。



「すけだちくん」

しょうがい  
「障害」

しょうがいしゃ  
は障害者ではなく

しゃかい  
「社会」

がつくりだしているという

しゃかい  
「社会モデル」

かんがえかた もとづい  
という考え方に基づいています。





でも、<sup>さべつかいしょうほう</sup>差別解消法<sup>まえ</sup>ができる前にも  
「<sup>ほう</sup>バリアフリー<sup>いろいろ</sup>法」<sup>き</sup>とか色々な  
<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者に<sup>はいりょ</sup>配慮する<sup>ほうりつ</sup>法律があつた気が  
するけど  
それじゃあダメだったの？



そうなんだ。国連で決めた障害者に関する「障害者

権利条約」という条約を守ることに日本も加わったの

をきっかけに、考え方を改める必要があったんだ。

世界の考え方では障害者に対して色々な配慮をする

ことが社会の義務なのだけれども、残念ながら日本はそ

うなっていなかったんだ。それまでの法律では「障害者

権利条約」に対応することが出来ないで「障害者

差別解消法」が必要となったんだ。



# しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと 障害者差別解消法が求めること

## ふとう さべつてきとりあつかい きんし 1. 不当な差別的取扱いの禁止

ぎょうせい ちほうこうきょうだんたい みんかんじぎょうしゃ きんし  
(行政・地方公共団体・民間事業者ともに禁止)

## ごうりてきはいいりょ ていきょう 2. 合理的配慮の提供

ぎょうせい ちほうこうきょうだんたい ほうてきぎ む みんかんじぎょうしゃ どりょく  
(行政・地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力  
義務)

※ 令和3年6月に、民間事業者も法的義務とする  
改正法が公布されています。

また、市の条例ではすでに義務化しています。





## ふとう さべつてきとりあつかい きんし 不当な差別的取扱いの禁止って？



ふとう さべつてきとりあつかい しょうがい  
不当な差別的取扱いとは、障害のあること  
りゆう ていきょう きょひ  
を理由としてサービスの提供を拒否した  
り、サービスの提供の場所や時間帯を制限  
したり、しょうがい ひと つ じょうけん  
障害のない人には付けない条件  
を付けたりすることをきんし  
禁止しているということです。





## 合理的配慮って？



「**社会的障壁を取り除くために何らかの対応が必要**」

という**意思**があったえられたときに、**双方の建設的対話**により**負担が重すぎない範囲**で**必要かつ合理的な対応**をすること。

**\*建設的対話**

**方法**はひとつではないので、**代替えとなる手段**を**双方**で見つけていくことです。

**\*負担が重すぎないように考慮**すること

- ①**事務・事業への影響**      ②**実現可能性の程度**（**物理的・技術的制約、人的制約**など）
- ③**費用の程度**      ④**事務・事業規模**      ⑤**財政財務状況**



ぐたいてき  
具体的にはどのようなことなの？



い か じ れ い さ ん こ う じ ゃ う き ゃ う し ゃ う が い ひ と し ゃ う が い て い ど お う は い り ゚ た い お う ね が  
以下の事例を参考にして、状況や障害のある人の障害の程度などに応じた配慮や対応をお願いします。

やく しょ  
役所など

ふ とう さ べ つ て き と り あ つ か  
不当な差別的取扱い



しょうがい り ゆう  
障害があることを理由に、  
まどぐち たい お う き ゃ り  
窓口での対応を拒否したり  
あとまわ  
後回しにする。

ご う り て き は い り ゚  
合理的配慮



しょうがい さ ま さ ま り ゆう  
障害による様々な理由により、  
じ ゅ ん ぼ ん ま む ず か し ゃ う が い  
順番を待つことが難しい障害の  
ひ と ほ か ひ と り ゃ う かい え  
ある人には、他の人の了解を得て、  
て つ づ じ ゅ ん さ き  
手続き順を先にする。



ぐたいてき  
具体的にはどのようなことなの？



がっ こう  
学校など

ふ とう さ べつ てき とりあつか  
不当な差別的取扱い



しょうがい  
障害があることを  
り ゆう がっこう じゆけん  
理由に、学校の受験や  
にゅうがく きょひ  
入学を拒否する。

ごう り てき はいりょ  
合理的配慮



い し つた あ  
意思を伝え合うために、  
ひつだん よ あ しゅわ  
筆談や読み上げ、手話、  
たんまつ  
タブレット端末などを  
もち  
用いる。



ぐたいてき  
具体的にはどのようなことなの？



びょう いん ふく し し せつ  
病院・福祉施設など

ふ とう さ べつ てき とりあつか  
不当な差別的取扱い



しょうがい ほんにん む し  
障害のある本人を無視して、  
かいじょしゃ し えんしゃ つ も  
介助者や支援者、付き添いの  
ひと はな  
人だけに話しかける。

ごう り てき はい りよ  
合理的配慮



し せつ ない ほう そう  
施設内の放送を  
も じ か でんこうひょうじ ばん  
文字化したり、電光表示板で  
ひょうじ  
表示したりする。

ぐたいてき  
具体的にはどのようなことなの？



こう かつ てつ どう  
交通（鉄道・バス・タクシーなど）

ふ とう さ べつ てき とりあつか  
不当な差別的取扱い



くるま し ようしゃ  
車いす使用者である  
ことを理由に  
バス利用を断る。

ごう り てき はい りよ  
合理的配慮



じょうこう ほ じょ  
タクシーへの乗降を補助し、  
くるま おお に もつ  
車いすなどの大きな荷物を  
トランクへ収納する。

ぐたいてき  
具体的にはどのようなことなの？



こ うり てん いん しょく てん  
小売店・飲食店など

ふ とう さ べつ てき とりあつか  
不当な差別的取扱い



もうどうけん ちょうどうけん  
盲導犬や聴導犬が  
いっしょ にゅうてん きょひ  
一緒だと入店を拒否する。

ごう り てき はいりよ  
合理的配慮



しょうがい ひと こま  
障害のある人が困って  
いると思われる時は、まず声を  
おも と き こえ  
かけ、て つだ ひつようせい  
手伝いの必要性を  
たし たいおう  
確かめてから対応する。



ぐたいてき  
具体的にはどのようなことなの？



ふ どう さん ちゅう かい  
不動産仲介など

ふ どう さ べつ てき とりあつか  
不当な差別的取扱い



しょうがいしゃむ ぶっけん  
障害者向けの物件は  
い たいおう  
ないと言って対応しない。

ごう り てき はい りょ  
合理的配慮



しょうがい ひと もと  
障害のある人の求めに  
おう  
応じて、バリアフリーの  
ぶっけん  
物件があるかどうかを  
かくにん  
確認する。

# しょうがいしゃこようそくしんほう かいせい 障害者雇用促進法の改正



こよう ぶんや しょうがいしゃけんりじょうやく たいおう かいせい ひつよう  
雇用の分野でも障害者権利条約に対応するための改正が必要に  
なったんだ。

## ① しょうがいしゃさべつ きんし 障害者差別の禁止

しょうがい りゆう さいよう きょひ ちんぎん ひく せってい  
(障害を理由に採用を拒否することや賃金を低く設定することなど  
を禁止する。)

## ② ごうりてきはいいよ ていきょうぎ お 合理的配慮の提供義務

しけんほうほう せつめい いろいろ ほうほう とりいれる きんむじかん へんこう  
(試験方法や説明に色々な方法を取り入れることや勤務時間の変更を  
みと ばいりょ  
認めるなどの配慮をする。)

## ③ そうだんたいせいせいび りんぎむつ くじょうしより ふんそうかいけつえんじょ どりょくぎ お 相談体制整備の義務付け、苦情処理・紛争解決援助の努力義務

じしゅてきかいけつ はか ばあい どうきょうどうろうどうきょくちょう じょげん しどう  
(自主的解決が図れない場合は、東京都労働局長による助言、指導  
かんこく おこな  
または勧告などが行われる。)



すべてのひとたちがいろいろなことに「思いやり」を  
もって「優しいつながり」をひろげていけば、  
しょうがいのある人もない人も、お互いにそのひとら  
しさを認め合い、交流し、支えあいながら、  
ともに生きる社会、誰もが安心して暮らせる社会  
が実現するということだね。



「すけだちくん」

この<sup>かんが</sup>考<sup>かた</sup>え方のもととなった「<sup>しょうがいしゃけんりじょうやく</sup>障害者権利条約<sup>つく</sup>」を作る  
ときには、<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者の<sup>あいだ</sup>間で<sup>つか</sup>使われているスローガン  
“<sup>ナッシング</sup>Nothing <sup>アバウト</sup>About <sup>アス</sup>Us <sup>ウィズアウト</sup>Without <sup>アス</sup>Us”（<sup>わたし</sup>私たちの  
ことを、<sup>わたし</sup>私たち<sup>め</sup>抜きに<sup>き</sup>決めないで）という<sup>かんが</sup>考<sup>かた</sup>え方が  
<sup>だいじ</sup>大事にされたんだ。どの<sup>くに</sup>国も、<sup>ほんとう</sup>本当に<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者のために  
なる<sup>じょうやく</sup>条約<sup>つく</sup>を作ろうと思<sup>おも</sup>っていたからなんだよ。





この<sup>かんが</sup> <sup>かた</sup>考え方は、とても大切<sup>たいせつ</sup>にされていて、世界<sup>せかい</sup>では  
障害<sup>しょうがい</sup>があるかないかだけでなく、性別<sup>せいべつ</sup>、人種<sup>じんしゅ</sup>、民族<sup>みんぞく</sup>、  
社会的立場<sup>しゃかいてきたちば</sup>、宗教<sup>しゅうきょう</sup>など、様々<sup>さまざま</sup>な理由<sup>りゆう</sup>による差別<sup>さべつ</sup>をなく  
そうという取<sup>と</sup>り組<sup>く</sup>みが進<sup>すす</sup>められているんだ。

あらゆる違<sup>ちが</sup>いに関<sup>かんけい</sup>係なく、「誰<sup>だれ</sup>一人<sup>ひとり</sup>取<sup>と</sup>り残<sup>のこ</sup>さない (leave  
no one behind)」持<sup>も</sup>続<sup>ぞく</sup>可<sup>かのう</sup>能<sup>のう</sup>でよりよい社<sup>しゃ</sup>会<sup>かい</sup>の实<sup>じつ</sup>現<sup>げん</sup>が世<sup>せ</sup>界<sup>かい</sup>  
共<sup>きょう</sup>通<sup>つう</sup>の目<sup>もく</sup>標<sup>ひょう</sup> (SDGs) とされているんだよ。



## 【参考1:障害者差別解消に関する動き】

- 1981(昭和56)年 「国際障害者年」
- 2001(平成13)年12月 メキシコ政府提案の決議案が国連総会で採択、  
障害者権利条約案に関する特別委員会設置が決定
- 2002(平成14)年～2006(平成18)年 特別委員会(第1回～第8回)開催
- 2006(平成18)年12月 国連総会で「障害者権利条約」が採択
- 2007(平成19)年9月 日本政府が条約に署名
- 2009(平成21)年12月 日本政府批准に向けて、障害者制度改革が開始
- 2011(平成23)年6月 「障害者虐待防止法」の成立
- 2011(平成23)年7月 「障害者基本法 改正法」の成立
- 2012(平成24)年6月 「障害者総合支援法」の成立
- 2013(平成25)年6月 「障害者差別解消法」の成立
- 2013(平成25)年6月 「障害者雇用促進法 改正法」の成立
- 2013(平成25)年12月 国会で条約の批准が全会一致で承認
- 2014(平成26)年1月 日本政府が条約の批准書を国連に寄託、141番目の締約国となり、同年2月に発効
- 2014(平成26)年5月 「難病法」の成立
- 2018(平成30)年6月 「小金井市障害者差別解消条例」の制定
- 2021(令和3)年5月 「障害者差別解消法 改正法」の成立
- 2022(令和4)年3月 「小金井市障害者差別解消条例」の改正

## 【参考2:SDGs(持続可能な開発目標)とは】

- ◆ 2015(平成27)年に国連で採択された「2030(令和12)年までの達成を目指す17の目標」
- ◆ 国際機関、政府、企業、学術機関、市民社会、子どもも含めた全ての人々が、それぞれの立場から目標達成のために行動することが求められている。
- ◆ キーワードは「誰一人取り残さない」  
※ “誰一人”とは、もちろん障害のある人も含めてということです。

